

3月定例議会

平成21年3月定例議会は、3月3日に開会し、平成21年度一般会計予算など町長提出議案21件を原案どおり可決し、3月17日閉会しました。



主な町長提出議案

- 監査委員の選任について
監査委員の高橋節男氏が平成21年3月17日をもって任期満了となるため、後任に澤木理人氏を選任する案が提出され、同意されました。
- 平成20年度伊奈町一般会計補正予算(第4号) Ⅱ 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億8,636万1千円を追
- 伊奈町個人情報保護条例の一部を改正する条例 Ⅱ 統計法
- 伊奈町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 Ⅱ 基盤整備の進展による人口の増加に対応するため、及び伊奈町全区域を給水対象とするため、水道事業の給水人口及び給水区域を変更する

加し、予算総額を100億5,596万7千円とするものです。

- (その他の補正予算)
- ・平成20年度伊奈町一般会計補正予算(第5号)
- ・平成20年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- ・平成20年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・平成20年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- ・平成20年度伊奈町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 伊奈町個人情報保護条例の一部を改正する条例 Ⅱ 統計法

監査委員に澤木理人氏



新しく監査委員に、澤木理人氏が選任されました。
澤木氏は、三井金属鉱業株式会社を退職後、平成13年より澤木理人税理士事務所を開業されております。

(昭和22年法律第18号)の全部が改正されたため、改正をするものです。

● 伊奈町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 Ⅱ 国及び県において職員の1日の勤務時間を7時間45分に変更することに伴い、町においても同様に職員の勤務時間を見直すものです。

● 伊奈町税条例の一部を改正する条例 Ⅱ 入湯税に関する規定を新たに追加するものです。

● 伊奈町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 Ⅱ 介護従事者の処遇改善を図ることを目的とした介護報酬の改定に伴う介護保険料を抑制するため、伊奈町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものです。

● 伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例 Ⅱ 介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料率を改定するものです。

● 伊奈町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 Ⅱ 基盤整備の進展による人口の増加に対応するため、及び伊奈町全区域を給水対象とするため、水道事業の給水人口及び給水区域を変更するものです。

固定資産税にかかわる縦覧等について

税務課窓口で、土地・家屋縦覧帳簿や路線価図等についてご覧いただけます。ご覧いただける範囲や期間等は下表のとおりです。

閲覧時間 8時30分～17時15分

税務課固定資産税係④2154

固定資産課税台帳の閲覧	
期 間	4月1日(水)～ ※土・日曜、祝祭日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に資産を有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地や家屋を借り受けている方は、それぞれ該当する土地または家屋についてご覧いただけます。
必要なもの	印鑑および身分を証する書類(免許証、健康保険証等) ※土地や家屋を借り受けている方は、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものを提示してください。
費 用	4月1日～6月1日の期間に限り納税者は無料。それ以外の期間および借地、借家の方は1件150円の手数料がかかります。

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧	
期 間	4月1日(水)～6月1日(月) ※土・日曜、祝祭日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。
必要なもの	印鑑および身分を証する書類(免許証、健康保険証等)
費 用	無料

固定資産税路線価図の公開	
期 間	4月1日(水)～ ※土・日曜、祝祭日は除く
費 用	無料

住宅改修に伴う固定資産税の減額について



住宅耐震改修、バリアフリー改修、または省エネ改修で一定の工事を行った場合、固定資産税の一部が減額されます。詳しくは、下記の町ホームページをご覧ください。

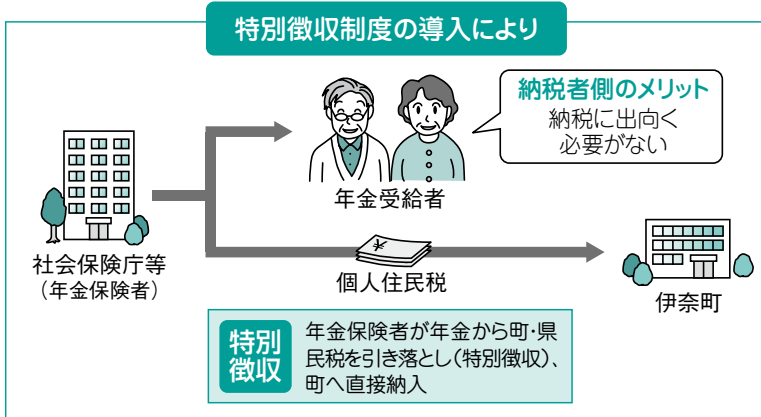
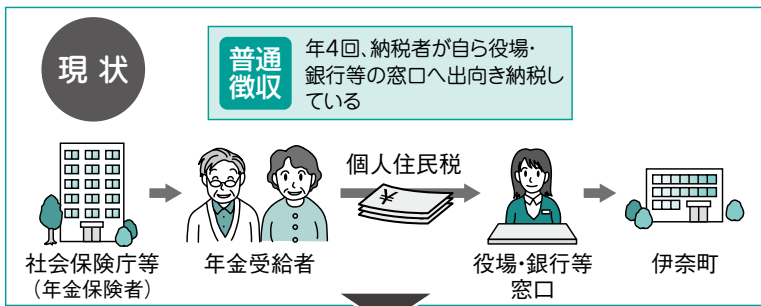
<http://www.town.saitama-ina.lg.jp>

税務課固定資産税係④2154

公的年金受給者で町・県民税を納税されている方へ

平成21年10月から年金からの天引き徴収に変わります

公的年金を受給し、町・県民税の納税義務のある方は、現在、役場や銀行等の窓口に出向き納めていただいていた



町・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

対象者 平成21年4月1日現在、次の両方に該当する方

① 65歳以上の公的年金受給者で、町・県民税の納税義務のある方

② 年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等を受給している方

対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等に係る所得額に応じた

税額が特別徴収(天引き)の対象となります。

また、年金所得以外の所得に係る町・県民税については、従来どおりの納付方法となります。

実施時期 平成21年10月支給分の年金から天引き開始します。平成21年度の税額の半分については、6月および8月に普通徴収(納税通知書により支払う方法)により納めていただくこととなります。

新たな税負担はありません。この制度は、町・県民税の支払方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。

町では、公費負担で受けることのできる妊婦健康診査の回数、これまでの5回から14回に、そして超音波検査の回数については、4回を限度に拡大します。

4月1日から保健センター窓口で受付
※該当する方には、通知を送りしています。なお、申請要件に該当しており、通知が届いていない方は、保健センターまでお問い合わせください。
※4月1日以降に母子手帳の交付申請をされる方には、手帳申請時に、拡大分の助成券等も併せて交付しますので、この手続きは必要ありません。

妊婦健康診査の公費負担が拡大されます

町では、公費負担で受けることのできる妊婦健康診査の回数、これまでの5回から14回に、そして超音波検査の回数については、4回を限度に拡大します。

る方

申請方法

4月1日から保健センター窓口で受付
※該当する方には、通知を送りしています。なお、申請要件に該当しており、通知が届いていない方は、保健センターまでお問い合わせください。
※4月1日以降に母子手帳の交付申請をされる方には、手帳申請時に、拡大分の助成券等も併せて交付しますので、この手続きは必要ありません。

平成20年度中に妊娠届を出された方(母子手帳の交付を受けた方)で、健診日に伊奈町に住所があり、次の要件に該当する方は、保健センターに申請をしてください。

① および②に該当する方
① 平成21年2月1日から3月31日までに妊婦健康診査を受けた方(妊婦一般健康診査受診票を使用せず、自己負担で受診した場合に限ります)
② 平成21年4月1日以降、妊婦健康診査を受ける予定がある方

① 平成21年2月1日から3月31日までに妊婦健康診査を受けた方(妊婦一般健康診査受診票を使用せず、自己負担で受診した場合に限ります)
② 平成21年4月1日以降、妊婦健康診査を受ける予定がある方

保健センター ☎7201
5000
所在地 伊奈町小室5161
(総合センター内1階)

最新鋭高規格救急自動車を配備



消防署では、高規格救急自動車1台を購入し、3月からその運用を開始しました。これにより、救命処置に必要な高度救命処置用資器材等が導入された車両は2台となり、今後、より高度な救急活動が期待されます。

小針北小学校増築校舎完成～児童増加に対応～



昨年より工事を進めてきました小針北小学校の増築工事が完了しました。この工事は、北部地区の児童増加に対応したもので、普通教室10教室を増設しました。
構造…RC造、地上3階建
建築面積…295.90㎡
延床面積…874.00㎡

